

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（職員団体のための職員の行為の制限の特例）</p> <p>第2条 職員は、次の各号に掲げる場合に限り、給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年墨田区条例第4号。以下「勤務時間条例」という。）第10条及び第11条、<u>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</u>（平成12年墨田区条例第19号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）第11条及び第12条、<u>勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則又は同条第1項の規定に基づき任命権者が定める規程の規定による休日並びに勤務時間条例第12条、幼稚園教育職員勤務時間条例第13条、勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則又は同条第1項の規定に基づき任命権者が定める規程の規定により指定された代休日で、その日に任命権者が特に勤務を命じていない場合</u></p> <p>(3) <u>勤務時間条例第13条第3項、幼稚園教育職員勤務時間条例第14条第3項、勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則又は同条第1項の規定に基づき任命権者が定める規程の規定により年次有給休暇を与えられている場合</u></p> <p>(4) 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年墨田区条例第4号。以下「勤務時間条例」という。）第10条及び第11条<u>又は幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</u>（平成12年墨田区条例第19号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）第11条及び第12条の規定による休日並びに勤務時間条例第12条<u>又は幼稚園教育職員勤務時間条例第13条の規定により指定された代休日で、その日に任命権者が特に勤務を命じていない場合</u></p> <p>(3) <u>勤務時間条例第13条第3項又は幼稚園教育職員勤務時間条例第14条第3項の規定により年次有給休暇を与えられている場合</u></p> <p>(4) 〔略〕</p>

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。